札幌圏都市計画都市再生特別地区の変更(札幌市決定)

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

	111 <u>11</u> T 111 7111		よりに多足り	ما _ه					
種類	面積 (ha)	建築物そ の他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度 (※)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの最高限度	壁面の 位置の制限	備考
都市再生 特別地区 (北3西4 地区)	約 1.3	_	100/10	30/10	8/10	300 m²	高層部 100m 低層部 31m	計画図表示のとおり。 ただし、歩廊その他これに舞 用途に供する建築物の部分(建 の1階に設ける歩廊にあってい 該部分のうち柱に限る。)につ は、適用しない。	築物 7月1日 は、当 【変更】
都市再生	約 1.5	_	127/10	_	_	_	_	_	_
特別地区 (北2西4 地区)	A地区 約 1.1 B地区 約 0.4	_	150/10 ただし、地域冷 暖房施設、コージ ェネレーション 施設、中水道施設 の用途に供する 部分で市長が必 要と認めた場合 は、床面積 2,250 ㎡を上限として 除く。 80/10	30/10	8/10 7/10	300 m²	中層部 A 50m 低層部 A 35m 低層部 A 35m (1)歩行者の るために コニーの。 (2)給排気 の都市気 決定する るものに	施設の部分(こ 事生特別地区が 5際に現に存す 限る。) 出入口の上部に	ti適 用途 物の 、当 平成 19 年 市再 8 月 22 日
都市再生 特別地区 (南2西3 南西地区)	約 0.6	_	95/10	30/10 ただし、道路区 域内に設ける建築 物を除く。	8/10	300 m ² ただし、道路区 域内に設ける建築 物を除く。	低層部A 40m は建築物のは建築物の 低層部B 36m は適用しな 低層部C 30m (1) 建築物の 低層部C 30m に位置	次の各号のいず 当する建築物又 か部分について さい。 かの出入口の上 する底の部分 域内に設けるも (1) 歩廊の柱その他これに舞 もの(建築物の1階に設ける にあっては、当該部分のうち 限る。) (2) 配管設備の部分で、都市計 路「札幌駅前通」及び市道「 3条中通線」の良好な環境の に支障がないと市長が認め の (3) 道路区域内に設けるもの	分に する 歩廊 柱に 画道 【決定】 平成 25 年 形成 12 月 6 日

種類	面積 (ha)	建築物そ の他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度 (<u>※</u>)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの最高限度	壁面の 位置の制限	備考
都市再生 特別地区 (北1西1 地区)	約 2.0	_	90/10 ただし、地域冷暖房施設、シル域冷暖房施設、シン施設、シールでは中水道を の用途で市といる。 の分と認めは、シールででは、 を上限としている。 のがく。	30/10 ただし、次の各号当いたがず築いたがは、次のにない。 するは適性のでは、かにはかいない。 (1) 直には、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	8/10	300 ㎡ 名号当い ただし、次のに 本でし、次の で 名号当い で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	高層部A 154m 高層部B 142m 中層部A 70m 中層部B 65m 中層部C 60m 中層部D 55m 中層部E 50m 低層部A 15m 低層部A 15m	3分について 出入口の上 6施 地下歩道に 迄、昇降機の 核昇降機の乗 な力との他 地下歩道の 地下歩道の を月降機の乗 な力との他 地下歩道の がしこれに類するもの (3) 西2丁目地下歩道の給排気施 設その他これに類するもの (4) 転落防止のための手すり壁そ	【決定】 平成 26 年 2 月 18 日 【変更】 令和元年 7 月 11 日
都市再生	約 1.7	_	157/10	_	_	_	- -	_	_
特別地区 (北 4 西 3 地区)	A地区 約 0.85 B地区 約 0.85		109/10 ただし、地域冷ネ レール域の のボランシに市めでででである。 100 ででででででででででででいる。 100 ででででででいる。 100 でででできないできる。 100 ででできないできる。 100 ででできないできないできない。 100 では、アンドロールのでは、アンドロールでは、アンドロールでは、アンドロールでは、アンドロールでは、アンドロールでは、アンドロールでは、アンドロールのでは、アンドロールでは、アンドロールのでは、ア	30/10	8/10	300 m²	中層部A 60m 高層部 200m 中層部B 50m	計画図表示のとおり。 ただし、庇、空中歩廊、歩廊その 他これに類する用途に供する建築 物の部分については、適用しない。	【決定】 令和4年 3月8日
合計	約 7.1								

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

※ 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物については10分の2を加えた数値とし、同条同項第2号又は第3号に該当する建築物にあっては、当該限度の規定を適用しない。

理 由

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の「札幌都心地域」において、地域整備方針に適合し、都心のまちづくりの進展に貢献する建築物の建築を 誘導するため、本案のとおり都市再生特別地区を変更するものである。















